

居宅介護支援重要事項説明書

(年 月 日現在)

1. 事業所の概要

事業者名・代表者氏名	特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず 理事長 栓敷 洋子
事業所名	はせさんずケアサポート
所在地	東京都大田区池上四丁目 28 番地 3 号
電話	03-5747-2800
介護保険指定番号	東京都 1371102490 号
サービスを提供する地域	大田区・品川区・世田谷区・目黒区

2. 営業時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後6時

(土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日は営業しません)

3. 事業所の職員体制

管理者氏名	清水 桂子
職員体制	管理者 : 1 名 介護支援専門員 : 2 名以上(うち 1 名は管理者と兼務)

4. 業務内容

ご利用者に以下のような居宅介護支援を行います。

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥認定申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務

5. ケアマネジメントの公正中立性の確保

居宅サービス計画の作成にあたり、ご利用者は介護支援専門員に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めるすることができます。

介護支援専門員はご利用者の求めに応じて、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス事業所の選定理由について説明を行います。

前6か月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、及び、同一事業者によって提供されたものの割合についてご利用者に説明を行います。

6. 利用料金

(1) 利用料

①居宅介護支援利用料は介護保険法令の規定にしたがった料金です。法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合は、ご利用者の自己負担はありません。

区分	1カ月あたりの料金	
	要介護1～2	要介護3～5
居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援費(i)	12,380円
	居宅介護支援費(ii)	6,202円
	居宅介護支援費(iii)	3,716円
初回加算	3,420円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,850円	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,280円	
退院・退所加算	5,130円～10,260円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280円	
通院時情報連携加算	570円	

ただし、契約期間中に介護保険法令の変更により料金が改定される場合があります。

②介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合はいったん1ヶ月あたりの保険給付金に相当する料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。ご利用者が後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に出しますと払い戻しをうけることができます。

(2) その他の費用

①交通費

サービス提供地域（大田区・品川区・目黒区・世田谷区）への訪問は無料です。
それ以外の地域へ、介護支援専門員が訪問する場合は交通費の実費が必要です。

②コピー代

サービス実施記録の複写物を請求した場合には、1枚につき実費10円を負担していただきます。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたします。お支払いただきますと、領収書を発行いたします。お支払い方法は、当事業所の指定する金融機関への振込みまたは現金によるお支払いをお願いいたします。支払い期限は、利用月の翌月末までとします。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ア. ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- イ. ご利用者の要介護状態区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ウ. ご利用者の要介護状態区分が要支援1または要支援2と認定された場合。
- エ. ご利用者がお亡くなりになった場合。
- オ. 居宅サービス計画書の作成が12カ月間引き続き行われない場合。

④その他

ご利用者やご家族から当事業所介護支援専門員に対して、暴力や暴言、無理な要求、セクシュアルハラスメントなどの迷惑行為があった場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

また、ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8. 主治の医師および医療機関との連携

介護支援専門員は、ご利用者の主治医・歯科医師および関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的に、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとることがあります。

このために、ご利用者には以下の対応をお願いします。

- ① 当事業所の名称や担当の介護支援専門員の連絡先が医療機関に伝わるようにしてください。
- ② 入院時には、ご利用者またはご家族から、担当の介護支援専門員の氏名や連絡先を伝えてください。

9. 個人情報の利用および取得

①事業者、介護支援専門員および事業者の使用者は、サービス提供する上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ないかぎり、サービス担当者会議等においてご利用者の個人情報を用いません。

③事業者は、ご利用者の家族から予め文書で同意を得ないかぎり、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

10. 虐待防止のための措置

利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスを提供するために、虐待防止のための指針を整備し、虐待の防止に関する責任者を選定します。

11. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。また、定期的な計画の見直

しや、必要に応じた計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

- ①当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情担当窓口 清水 桂子 電話 03-5747-2800

苦情担当責任者 矢嶋 早苗 電話 03-5747-2818

- ② 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることもできます。

区市町村	担当	電話
大田区	福祉部介護保険課介護サービス担当	03-5744-1655
	福祉部高齢福祉課高齢者支援担当	03-5744-1250
品川区	高齢者福祉課	03-5742-6728
世田谷区	地域福祉部介護保険課	03-5432-1111
目黒区	介護保険管理係	03-5722-9574

- ③ 事業者、区市町村等での取り扱いが困難な場合などは、東京都国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることもできます。苦情相談窓口専用電話 03-6238-0177

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者 名称 はせさんずケアサポート

所在地 東京都大田区池上四丁目28番地3号

代表者 特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず

理事長 桟敷 洋子

説明者

印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明をうけました。

利用者 住所

氏名

印

(代筆者) 住所

氏名

印

(利用者との関係)

(代理人) 住所

氏名

印

(利用者との関係)